

ナンバープレートの表示に係る新基準について

項目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート			
		ナンバープレートの上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート	
位置	番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置				
角度	上下向き (※1)	上向き10°～下向き10°	上向き45°～下向き5°	上向き25°～下向き15°	上向き40°～下向き15°
	左右向き (※1)	左向き10°～左右向き0°	左向き5°～左右向き0°		左右向き0°
	回転	水平			
被覆・汚れ・物品の取付け	禁止（封印、検査標章・保険標章等、下記のフレーム・ボルトカバーを除く。）				
フレーム (※1)	<ul style="list-style-type: none"> 幅(※2)が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 厚さ(※3)が上部6mm以下(上部の幅が7mm以下の場合には10mm以下)、その他30mm以下 脱落するおそれのないもの 			禁止	
ボルトカバー (※1)	<ul style="list-style-type: none"> 直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの 厚さが(※3)が9mm以下 脱落するおそれのないもの 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 確実に取り付けられていること 折り返されていないこと、表裏・上下が逆さでないこと等、番号の識別に支障が生じないこと 				

※1 角度(上下向き・左右向き)、フレーム、ボルトカバーの基準は、平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車について適用する。

(平成33年3月31日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によること、番号を被覆せず、脱落するおそれがなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。)

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の厚さ